平成29年度

京都市予算編成に対する要望書

平成28年11月

公明党京都市会議員団

京都市長門 川 大 作 様

公明党京都市会議員団 団長 曽 我 修

平成29年度予算編成に対する要望

日本経済は政府・与党の経済政策によって着実な回復基調にあり、雇用情勢も有効求人倍率は高水準で推移し、賃金も上昇傾向にあります。

公明党は「希望がゆきわたる国へ」をスローガンに掲げ、ようやく見え始めた「希望」を地方や中小・小規模事業者、個人・家計へと広げなければならないとの思いで、国・地方が一体となった取組を展開しています。

さらには少子高齢化に伴う人口減少社会の中にあって、社会保障の充実も大きな課題であり、「成長と分配の好循環」を加速させ、成長の成果を適切に分配し、隅々までゆきわたらせる必要があります。

また、本年4月に発災した熊本地震など、今後30年以内に震度6以上の大地震が全国どこでも起こり得るとの調査結果も明らかとなりました。あわせて、近年では台風をはじめとする豪雨災害が頻発し、大きな被害をもたらしています。それらに備える防災・減災対策は政治の重要課題と位置付けなければなりません。

京都市においては「はばたけ未来へ!京プラン」後期実施計画のもと、「市民や事業者等に豊かさを実感いただくための更なる経済の活性化」、「未曾有の災害に対応する防災・減災対策」、「人口減少社会の克服と東京一極集中の是正」を主な課題として取組を行われています。

さらには本年、文化庁の京都への全面移転が決定し、京都ならではの文化行 政の深化が期待されています。

これらの施策が更なる好循環を生みだし、市民生活の向上に寄与することが何よりも重要であります。

公明党京都市会議員団は、すべての市民に希望がゆきわたる京都市政を推進するために、平成29年度京都市予算編成にあたり、全233項目(重点項目として70項目)を要望として提出します。

市長におかれましては、この予算要望を真摯に受け止められ、29年度予算に反映されることを強く要望します。

重点要望項目(70項目)

◎防災危機管理・安心・安全	(5項目)	2
◎行 政 運 営 ・ 財 政 改 革	(8項目)	3
◎産 業 ・ 観 光	(4項目)	4
◎環境・エネルギー	(4項目)	4
◎文 化 芸 術 ・ 市 民 生 活	(7項目)	5
◎福祉・子育て・教育	(21 項目)	6
◎ま ち づ く り	(12 項目)	9
◎交 通 ・ 上 下 水 道	(9項目)]	10

局別要望項目(233 項目)

〇環	境	政	策	局	(13)	項目)	 14
〇行	財		政	局	(17	項目)	 16
〇総	合	企	画	局	(17	項目)	 19
〇文	化	市	民	局	(27	項目)	 22
〇産	業	観	光	局	(18	項目)	 26
〇保	健	福	祉	局	(36	項目)	 29
○都	市	計	画	局	(17	項目)	 34
〇建		設		局	(13	項目)	 37
〇消		防		局	(12	項目)	 39
〇交		通		局	(14	項目)	 41
〇上	下	水	道	局	(15	項目)	 43
〇教	育	委	員	会	(33	項目)	 45
〇選挙	管 理	委員	会事	務 局	(1:	項目)	 50

重点要望項目

防災危機管理·安心安全

- 1. 近年増加している大雨洪水被害を踏まえ、従来の地震に対する防災対策に加え台風等による水災害対策を強力に進めること。土砂災害については災害指定の完了に伴い、さらに取組の強化を図ること。また重要となっている「人間の強靭化」を推進するべく全市民的な実効性のある防災教育並びに防災訓練を推進すること。
- 2. 「ロックフェラー財団の 100 のレジリエント・シティ」選定を踏まえ、国内外に範を示す京都の特性を活かした「レジリエント・シティ戦略」を早期に策定し、体制についても整備を図ること。あわせて、国が推奨している「国土強靭化地域計画」の策定に取り組むこと。
- 3. 近年の台風や記録的集中豪雨の被害における課題を踏まえ、
 - ① 全庁の連携・調整機能を一層強化し、防災・減災対策を強力に推進する中核の組織として、タイムライン(防災行動計画)の視点も入れた被害の最小化に向けた体制を整えること。
 - ② 災害情報及び避難情報については、時機を逸することなく発信するとともに、被 災者情報については、行方不明者の氏名の公表のルール化など、あらゆる事態を 想定し、あらかじめ、きめ細かく検討し、市民への周知徹底を図ること。
 - ③ 熊本地震等頻発する災害を踏まえ、被災者支援システムの運用点検の強化を図ること。
 - ④ 避難所運営については、いざという時に役立つようHUGなど、より実効性のある訓練を実施していくこと。
 - ⑤ 自主防災会の防災行動マニュアルについては、災害種別ごと(地震、水災害、土砂災害)にタイムラインの概念を取り入れ、いつ、誰がどこにどのルートで避難するのかといった具体的な行動について、実効性ある防災訓練を行うこと。
- 4. 放火による火災を減少させるために、市民が防火対策に取り組むことを定めた「京都市火災予防条例」の改正内容について、市民周知に努めるとともに、市民が地域で行う取組への支援を強化すること。
- 5. 救急搬送が増加の一途をたどっている中、救急車の適正な利用がなされるよう、市民 が相談できる、仮称「救急相談センター」の開設に向け、検討を行うこと。

行政運営・財政改革

- 6. 「はばたけ未来へ! 京プラン」実施計画に基づき、徹底した行財政改革を行い、公 債償還基金の取崩しなどの特別の財源対策に頼らない財政健全化に努めるとともに、 臨時財政対策債については、廃止を強く国に求めること。
- 7. 市庁舎整備については、「市庁舎整備に関する提言」を基にした基本構想・基本計画を 踏まえ、耐震のみならず市民に開かれた庁舎となるべく、市会と連携しながら着実に 推進すること。あわせて、建設コストについては慎重に対応し適正化を図ること。
- 8. 京都市の自主財源の新たな確保については、税の公平中立を前提に他都市での事例研究や京都ならではの特徴を生かした宿泊税の導入など、市民の理解を得られる新税を 創設すること。
- 9. 京都市版地方創生推進として策定された「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の柱である"みんなごと"のまちづくり推進事業を着実に進めること。市民協働の「まちづくり・お宝バンク」の取組提案については、その実現や市政への反映の結果がしっかりとでるよう強力にサポートしていくこと。
- 10. 文化庁の京都への全面的な移転を着実に推進するため、オール京都で受入体制の整備を図るとともに、先行的な移転となる「地域文化創生本部」への協力をはじめ、文化庁の機能強化と新たな文化行政の推進のために京都市としても積極的な役割を果たすこと。
- 11. 京都駅西部エリアの活性化については、「京都駅西部エリア活性化将来構想」に基づき、 エリア全体の活性化に向け、新駅の設置及び第一市場の整備と連動した回遊性を重視 した取組を「京都市西部エリアまちづくり協議会」を中心に具体的に進めること。
- 12. リニア中央新幹線の京都駅ルートの実現に向けた取組をより一層、積極的に推進すること。あわせて北陸新幹線の京都駅ルートの実現に向け、建設費の地方負担や並行在 来線の経営分離問題への対応も含めた国への働きかけを強化し、市民への広報啓発に 取り組むこと。
- 13. 「京都市高度情報化推進のための基本方針」及び「京都市オープンデータ推進ガイドライン」に基づき、全庁的なオープンデータの利活用によって、市民サービスの向上、地域情報化の推進,市役所業務の効率化を積極的に推進すること。また、ビッグデータの活用について研究検討を進めること。

産業・観光

- 14. 新たな産業戦略ビジョンの実施に当たり、
 - ① グリーンイノベーション・ライフイノベーション事業及びコンテンツ産業をさらに戦略的に推進すること。
 - ② 「京都市産業戦略ビジョン」に則って、産業の高付加価値化、若者が活躍できる ビジネス環境、働きやすい職場環境や雇用の質の向上などの事業や雇用の課題克 服へ産業界、大学等と連携して取り組むこと。
 - ③ IOTなどを契機に新たな産業化の機会を逃さず、早期にものづくりベンチャー 支援環境を整備し、世界規模での企業誘致を図ること。
 - ④ 産業振興に関して、本市として専門性の高い人材の育成・活用にさらに取り組むこと。
- 15. オール京都市での総合的な雇用創出方針を定め、京都市における雇用創出の機会を充実させること。同時に雇用実態調査を踏まえた正規雇用化の促進やブラック企業・ブラックバイト根絶の取組を進めること。
- 16. 民泊においては国の動向を注視しつつも、京都市の歴史的背景も踏まえた京都ならではの安心安全で地域と調和した質の高い宿泊環境の推進を図ること。
- 17. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズの招致を好機と捉え「京都観光振興計画 2020」に基づき、スポーツツーリズム、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策のさらなる多角的な推進を図ること。

環境・エネルギー

- 18. 温室効果ガス削減についてはパリ協定の発効を受け、国のエネルギー政策の動向を注視しつつ「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を着実に推進するとともに、市民、事業者の理解と協力の下、効率的な節電などに取り組み、「低炭素型まちづくり」の推進にも努めること。また、「地球温暖化対策計画」に基づいた全庁的な適応政策をけん引すること。
- 19. 「新・京都市ごみ半減プラン」に則り、「エコイベント」などを活用し、行政・事業者・市民が連携しさらなるリデュース・リユース(2R)の全市的な展開を図ること。とりわけ、食品ロス削減目標達成に向け、食べ残しゼロ推進店舗の拡大をはじめ、全庁挙げての食品ロス対策をけん引すること。

- 20. 「しまつのこころ条例」制定と「新・京都市ごみ半減プラン」(32 年度:39 万トン) の策定を踏まえ、家庭系ごみの減量をさらに推進すること。そのために、有料指定袋の使用実態の検討も含めて市民、家庭の取組が評価、実感できるアプリの活用を促進すること。
- 21. ごみの減量・再資源化等の推進により、3 クリーンセンター工場体制を安定的に維持すること。また、南部クリーンセンター第二工場の整備に当たっては、進行管理を徹底するとともに、世界最先端の環境技術に触れ、地球環境やエネルギーなどの環境問題について、学べる環境学習の拠点となるよう整備を進めること。

文化芸術・市民生活

- 22. 文化庁の京都全面移転決定を受け「京都文化芸術都市創生計画」に基づき、①文化芸術の継承と創造、②社会的基盤の整備、③文化芸術と社会の出会いの促進など「文化首都・京都」への体制を拡充し、文化芸術創造都市としてのビジョンを発信すること。あわせて、「京都文化芸術プログラム 2020+」を着実に実行し、日本の文化の真髄である京都の文化や奥深いまちの魅力を世界に発信していくこと。
- 23. 京都市美術館再整備事業については、基本計画のもと、市民負担も軽減しながら、平成31年度中のオープンを目指し、着実に推進すること。あわせて、より幅広い市民が利用でき、美術に親しめる施設となるよう取組みを進めること。
- 24. 地域住民の基幹施設である区役所の在り方については、「共汗で進める 新たな区政創生~京都市における区政の在り方について~」に基づき、京都ならではの地域力を生かした政策立案機能を強化し、区民提案・共汗型まちづくり支援事業などを通して地域に密着した事業推進を図ること。あわせて、各区の計画への事業評価制度を導入すること。
- 25. 「京都市交通安全基本条例」に基づく理念や施策を広報周知し、特に児童・幼児・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。飲酒運転・無免許運転・違法薬物や危険ドラッグを使用した上での運転等、重大事故の原因となる無謀な運転を根絶する取組を京都府警等の関係機関との連携強化を図り推進すること。
- 26. 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解を得る活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。

- 27. 「京都市ユースアクションプラン」の見直しを踏まえ、ニートやひきこもり、不登校などの困難に直面している子ども・若者たちを総合的に支援するため、「京都市子ども・若者支援地域協議会」を中心にNPO等と関係機関が連携し、本人支援、家族支援にきめ細かく取り組むこと。
- 28. 生涯スポーツの世界大会「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」の成功に向け、市 民への広報周知に努めること。また市民ぐるみで開催の機運を高めること。

福祉・子育て・教育

- 29. 「子ども若者はぐくみ局(仮称)」の創設や福祉事務所及び保健センターの再編を機に、子ども若者施策の充実、「子育て支援コンシェルジュ」を中心とした丁寧な対応、及び子どもをともに育む文化の醸成を一層推進すること。
- 30. 自閉症・発達障がい児(者)の支援については、発達障害者支援法改正の趣旨を踏まえ、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援に取り組むこと。また、待機者の解消については、早期の療育につなげるよう、体制整備を図ること。
- 31. 児童虐待対策については、児童相談所・第二児童福祉センター・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報 交換と具体的対策を講じること。
 - ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 「児童虐待を絶対に許さない」という機運の醸成に向けて、「児童虐待防止条例(仮称)」を早期に制定すること。
 - ③ 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、家庭的擁護の推進、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。
- 32. 子どもや若者に関わる地域団体やNPO、ボランティア等とも連携・協働して、「子どもの貧困対策」を推進すること。いわゆる「子ども食堂」をはじめ、貧困家庭の子どもや若者の居場所づくりを図ること。
- 33. 障害者差別解消法の施行を踏まえ、手話言語条例に基づく手話の普及や、「磁気ループ」、「要約筆記」等、障がいのある方のコミュニケーションを支援し、全ての人が個人として尊重され、安心で安全な生活を営むことができるための障害福祉の各種施策を推進すること。

- 34. 平成29年4月から実施される「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」においては、「高齢者支え合い活動創出モデル事業」や「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動をしっかりと検証し、要支援者に寄り添うサービスとなるよう、シルバー人材センター等も活用するなど、多様なサービスを総合的に提供できる仕組みを構築すること。
- 35. 認知症対策については、国において策定された国家戦略に基づき、早期診断と患者・ 家族への支援などに取り組むとともに、認知症徘徊高齢者の対応に係る取組を充実さ せるなど、認知症総合支援事業を強力に推進すること。
- 36. 「健康長寿のまち・京都」の取組については、全市的な運動として展開されているが、市民の健康寿命の延伸に向け、市民が主体となって取組を引き続き推進すること。また、ボランティアや地域活動などを通して社会と関わり、支え合いの社会づくりに貢献できる期間である「活動寿命」の延伸にもつながるものとして、高齢者の社会参加や地域貢献を促進する取組を推進すること。
- 37. がん検診事業については、保険医療システムを活用し、受診履歴を把握して、再度、 受診する取組に結び付けていくこと。また、健康ポイント事業等、受診率向上につな がる取組を引き続き推進すること。
- 38. 「民泊」をはじめ、簡易宿泊施設が地域と調和したものになるよう、他局及び関係機関と連携し取り組むこと。また、施設の指導、許可を担う組織体制の強化を図ること。
- 39. 「子ども若者はぐくみ局(仮称)」の創設が、真に子どもと若者のためになるよう、待機児童の解消対策や幼児教育の充実等に、新設局と教育委員会組織の強力な連携の下に全力で取り組むこと。
- 40. 専門職員や専門スタッフ等が、学校運営と教育活動により参画する「チーム学校」の 実現を視野に入れ、国と連携し学校及び教職員の適正業務の環境整備を進めること。
- 41. 「子ども等の貧困対策実施計画(仮称)」の策定を踏まえ、経済的理由などで教育を受ける機会が損なわれることのないよう、全ての子どもに基礎学力の定着と学習習慣の確立を図るための学習支援体制「未来スタディ・サポート教室事業」等の取組を拡充すること。

- 42. 児童・生徒が、職業体験やボランティア体験等を通し、人のつながりや絆を大切にする人生観や社会性を育む福祉教育やキャリア教育等を一層推進すること。また、選挙権の18歳以上への引下げを踏まえ、「政治的教養を育むための教育」の一層の推進や保険など生活設計の仕組みの学習推進など、「生き方探究教育」の充実に努めること。
- 43. 平成 29 年度以降全国展開が目指される「がん教育」の推進に関する国の動向を踏まえ、 がん教育を推進するための協議会の設置等、がんに関する正しい理解を深め将来的な がん検診につながり、自身の健康に向き合う「がん教育」を積極的に進めること。ま た、現在進められている京都府の「がん教育推進プロジェクト」を活用し、各学校へ のがん教育出前講座を積極的に実施すること。
- 44. 小学校で平成32年度から、中学校で33年度から全面実施される新学習指導要領を見据え、アクティブラーニングの視点からの本市の特性を活かした指導法の研究を進めるとともに、小学校5・6年生での英語の教科化等に向けた取組を充実させること。
- 45. 危険ドラッグなど多様化する薬物のまん延から子どもたちを守るため、保護者・地域・ 関係機関をはじめ京都府警と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の徹底、 指導の充実を一層図ること。
- 46. いじめ根絶に向けた取組については、「京都市いじめの防止等に関する条例」の下、「いじめの防止等取組指針」に基づき、学校、教育機関、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関で構成する「子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」において、情報の共有を図り、いじめ防止に強力に取り組むこと。
- 47. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催の動向を踏まえ、子どもたちの競技力 向上につながる取組やスポーツの素晴らしさに触れる取組を推進すること。
- 48. 学校給食において和食を積極的に取入れ、地産地消、京の伝統文化の実践的学びの機会を図るとともに食育の充実に努めること。また、11 校で試行導入しているスチームコンベクションオーブンの全校整備を計画的に推進すること。
- 49. 通学路の安全確保に向けた取組については、引き続き見守り活動や交通安全指導の充実、必要に応じての通学路の変更や、登校時間帯の「ゾーン 20」や「通行規制」の導入等、京都府警との調整と、地域の意見を十分に踏まえた実効性ある取組を進めること。

まちづくり

- 50. 空き家対策については、「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」及び平成28年度策定予定の空き家等対策計画に基づき、空き家の利活用と適正管理に関して具体的施策を講じるとともに、体制の強化を図り、各局連携の下、施策の融合を図り実効性ある取組を行うこと。
- 51. 京町家については、条例を制定するとともに、計画を策定するなど、あらゆる主体が 京町家の保全・再生・活用を促進していく仕組みをさらに構築していくこと。
- 52. 南部高度集積地区(らくなん進都)については、京都市成長産業創造センターを活用した産学公連携による積極的な産業振興を図るとともに、今年度実施の新たな産業用地の創出に向けた調査を踏まえ、「企業立地促進助成制度」、「企業立地促進のための土地所有者奨励金制度」を積極的に活用し、強力に推進すること。
- 53. 建築物の耐震化に当たっては、京都市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅、市有 建築物、特定建築物など区分に応じた体制整備の下、各局が連携してさらなる推進を 図ること。また、木造住宅の耐震化が一層進むよう、支援制度の手続の簡素化をさら に進めるとともに、関係団体との積極的な連携の下で、引き続き普及啓発に取り組む こと。
- 54. 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づく駅のバリアフリー化整備が進められているが、西大路駅をはじめとする重点整備地区内の駅のバリアフリー化整備を着実に進めること。また、全国的にホームにおける視覚障害者の転落事故が発生している状況を踏まえ、転落防止対策を鉄道事業者及び関係機関と連携し、積極的に推進すること。
- 55. 市営住宅の整備については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、着実に事業を推進し団地再生を図ること。特に高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等の充実を図ること。
- 56. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進し、公募戸数の確保に努めた上で、単身者用戸数の拡大と公募回数の改善にさらに取り組むこと。また、子育て世帯向けにリノベーションした市営住宅の戸数を増やすなど、公営住宅の活性化を図ること。

- 57. 防災・減災の視点に立ち、市民の命と財産を守るため、これまで整備してきた道路や 橋梁、公園などの社会インフラについては、公共施設マネジメント基本計画に基づき、 長寿命化に取り組むとともに、適切な維持管理を積極的に推進すること。
- 58. 通学路及び細街路を含む生活道路の維持補修は、平成28年度に予算を増額し実施しているが、さらに予算を増額し、市民の安心安全をしっかり守ること。
- 59. 自転車の安全対策については、世代に応じた実効性ある啓発活動に努め、地域と一体となった利用マナー・ルールの周知徹底を強化すること。また、自転車等駐車場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境を拡充するなど、「京都・新自転車計画」を着実に推進すること。さらに、京都市自転車安心安全条例の改正に基づく保険加入の義務化については、市民の十分な理解を得て加入が促進されるよう取り組むこと。
- 60. 「京都市自転車走行環境ガイドライン」に基づき、歩行者の安全の観点から車道における自転車レーンの整備を促進すること。また、警察と連携を進めて実効性ある違法 駐車対策を講ずること。
- 61. 近年、頻発する台風や大雨被害を踏まえ、各局と連携を図り「雨に強いまちづくり推進行動計画」に基づいた取組を着実に推進すること。また、河川のしゅんせつ、整備など浸水対策及び土砂災害対策については国、府と緊密な連携を図り市民の安心安全対策に取り組むこと。

交通・上下水道

- 62. 平成28年度からの「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」を踏まえ、地下鉄経営健全化団体からの30年度脱却を図ること。また、市バス事業の黒字を活用し、市バス・地下鉄両事業がともに支え合い安定した経営基盤を確立するためのスキームをつくること。
- 63. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、ドライブレコーダーの活用をはじめ市バス運転手への安全研修の充実や、「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理受委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任を持って指導監督すること。

- 64. 市バス・地下鉄における I C定期券及び I Cカードによる乗継割引については平成 29 年 4 月から確実に開始するとともに、地下鉄と相互乗り入れしている事業者以外との連絡定期等の拡大などさらなる I Cカードサービス拡充に努めること。さらに早期の 1 円単位運賃化に向け、関西内の交通事業者との協議連携を図ること。
- 65. 烏丸線における可動式ホーム柵の設置については、新車両整備計画策定に着手していくとともに、補助制度の抜本的な拡充と安全かつ低コストで整備可能なホーム柵の技術開発の促進を引き続き国に強く求めていくこと。
- 66. 東京オリンピック・パラリンピック開催による入洛客の増加も見据え、多言語による 案内や職員の接遇向上の取組を推進するなど、誰もが利用しやすい市バス・地下鉄に 向け戦略的に取り組むこと。特に混雑解消策や車内マナー啓発などを強力に進めるこ と。
- 67. 上下水道局の経営戦略「京の水ビジョン」の後期5箇年の実施計画である「中期経営プラン (2013-2017)」の最終年度となることからプランに掲げる事業を完遂し目標を達成すること。また、次期ビジョン・プランについては現行のビジョン・プランに基づく取組を総括し、今後の水道事業・公共下水道事業の課題と事業の在り方を見据え、長期的な展望を持って策定すること。
- 68. 今後の老朽配水管の更新は上下水道事業の大きな課題である。全体の事業規模と財源を明確にして計画的に進めること。また、更新事業の全体像を市民に説明し市民理解を得るよう努めること。財源の確保に当たっては、市民が負担する水道料金のみではなく国への要望活動をはじめ積極的に行動すること。
- 69. 有収率向上に資する、漏水箇所発見のための人材育成、技術の継承並びに新しい技術の導入を図ること。
- 70. 近年多発する大雨災害に備え、雨水幹線の整備をはじめとした浸水対策を計画的に進めること。過去に浸水があった地域については側溝や雨水ますの増設を行い下水道への取込み能力の向上を図るなど、きめ細やかな対応を行うこと。

局別要望項目

環境政策局

- 1. 温室効果ガス削減についてはパリ協定の発効を受け、国のエネルギー政策の動向を注視しつつ「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を着実に推進するとともに、市民、事業者の理解と協力の下、効率的な節電などに取り組み、「低炭素型まちづくり」の推進にも努めること。また、「地球温暖化対策計画」に基づいた全庁的な適応政策をけん引すること。
- 2. 「DO YOU KYOTO?クレジット制度」の採用メリットを活かし、特に地域・ 市民団体などに制度利用の周知・普及に努めるとともに、企業のカーボンオフセット の活性化を図り、排出削減を促進すること。
- 3. 「DO YOU KYOTO?」(環境にいいことしていますか?)を合言葉に、家庭における省エネ活動の実践として、引き続き幼児期からの環境教育・学習の積極的な推進と、環境家計簿など身近な所での実践が可能となる施策の促進を図ること。また、家庭の取組から地域ぐるみの活動へと発展するよう区役所と連携し取組の推進を図ること。
- 4. 水素エネルギーの普及・拡大に向けて「燃料電池自動車普及促進事業」を着実に推進すること。
- 5. 市内 222 学区全ての「エコ学区」構築を実現した。今後は、「エコ学区」ステップアップ事業の充実をはじめ、地域での自主的なエコ活動の発展に向けた支援を継続し強化すること。
- 6. 官民の連携を強化し、住宅用太陽光発電及び太陽熱利用の普及促進とともに家庭用蓄電設備のより一層の普及に努めること。また、エネルギー自立を柱とする地域発展戦略を展開していくためにも、地域での再生可能エネルギー創出などの活動を強化すること。
- 7. 「京都市バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマスの有効活用を図る取組を推進すること。あわせてバイオマス産業都市構想の策定に伴い国のバイオマス産業都市への選定を目指すこと。また、生ごみと紙ごみの混合物からエタノールに変換する「都市油田」発掘プロジェクトの実用化促進など、ごみの再資源化と再生エネルギー採用の具体的推進を図ること。

8. 自然環境とくらしを気遣う環境の保全については、「京都市生物多様性プラン」に基づき、京都の優れた自然環境を後世に伝えていくためにも、京都の地域特性を考慮し、市民や事業者が連携して生物多様性の保全に向けた取組を進めることができるよう尽力すること。

重点項目

- 9. 「新・京都市ごみ半減プラン」に則り、「エコイベント」などを活用し、行政・事業者・市民が連携しさらなるリデュース・リユース(2R)の全市的な展開を図ること。とりわけ、食品ロス削減目標達成に向け、食べ残しゼロ推進店舗の拡大をはじめ、全庁挙げての食品ロス対策をけん引すること。
- 10. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進を図ること。そのため、市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクル、ごみの30%を占める紙ごみにおける雑がみリサイクルについては、より一層の広報周知とともにコミュニティ回収の拠点整備を進め、全市展開の取組の強化を図ること。

重点項目

- 11. 「しまつのこころ条例」制定と「新・京都市ごみ半減プラン」(32 年度:39 万トン) の策定を踏まえ、家庭系ごみの減量をさらに推進すること。そのために、有料指定袋の使用実態の検討も含めて市民、家庭の取組が評価、実感できるアプリの活用を促進すること。
- 12. 「ごみ収集処理業務の更なる改革策」に則り、家庭ごみ午前収集を定着させるとともに民間委託化の推進や地域との連携に基づく、総合的な環境行政の展開を図ること。あわせて、エコまちステーションを中心に市民サービスの徹底に努めること。

重点項目

13. ごみの減量・再資源化等の推進により、3クリーンセンター工場体制を安定的に維持すること。また、南部クリーンセンター第二工場の整備に当たっては、進行管理を徹底するとともに、世界最先端の環境技術に触れ、地球環境やエネルギーなどの環境問題について、学べる環境学習の拠点となるよう整備を進めること。

行財政局

重点項目

14. 「はばたけ未来へ! 京プラン」実施計画に基づき、徹底した行財政改革を行い、公 債償還基金の取崩しなどの特別の財源対策に頼らない財政健全化に努めるとともに、 臨時財政対策債については、廃止を強く国に求めること。

重要項目

- 15. 市庁舎整備については、「市庁舎整備に関する提言」を基にした基本構想・基本計画を 踏まえ、耐震のみならず市民に開かれた庁舎となるべく、市会と連携しながら着実に 推進すること。あわせて、建設コストについては慎重に対応し適正化を図ること。
- 16. 全ての外郭団体について、その在り方を根本的に検討し、一層の改革を進めること。
- 17. 事務事業評価制度については、事務事業の特性や予算編成システムの進化を踏まえ、 市民が分かりやすい公開情報となるようにさらに努めること。
- 18. 新公会計制度の導入を受け、今後の活用に当たり、京都市財政の見える化とムダ削減を着実に図ること。また、新公会計制度を活用できる人材の育成に特に努めること。
- 19. 「京都市公共施設マネジメント基本計画」に基づく「公共施設マネジメント支援システム」を有効に活用しつつ、加えて「庁舎施設マネジメント計画(仮称)」を策定し、効果的に事業の執行を図ること。
- 20. 公有財産の有効活用については、「はばたけ未来へ! 京プラン」の実施計画を踏まえ、 「資産有効活用市民等提案制度」などを有効に活用し、資産を売却のみでなく効果的 な活用となるようさらに取り組むこと。
- 21. 学校の跡地活用については、「学校跡地活用の今後の進め方の方針」に基づき、「市民 提案制度」や「事業者登録制度」を活用するとともに、歴史的背景など十分に吟味し、 地域や市全体の活性化、地域住民の理解を得た取組を進めること。
- 22. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、「公務員倫理」を外郭団体も含む 全職員の共通認識とし、「不祥事を起こさない、起こさせない組織文化」の構築に全力 で取り組むこと。

- 23. 市政活性化のため「京都市職員力・組織力向上プラン」を強力に推進することにより、 地域主権の時代に対応できる新たな人材育成に努めるとともに、民間企業経験者の採 用・活用については従来以上に積極的に取り組むこと。また、係長認定試験制度の見 直しや人事評価制度の進化等、多様な人材を活用できる制度改革に取り組むこと。
- 24. 民間企業をリードするためにも本市として、女性の力を存分に発揮できる職場環境を 構築する取組を推進し、「女性活躍推進法」における 2020 年までに女性の採用率や管 理職の登用率の数値目標を設定し、達成を目指すこと。

重点項目

25. 近年増加している大雨洪水被害を踏まえ、従来の地震に対する防災対策に加え台風等による水災害対策を強力に進めること。土砂災害については災害指定の完了に伴い、さらに取組の強化を図ること。また重要となっている「人間の強靭化」を推進するべく全市民的な実効性のある防災教育並びに防災訓練を推進すること。

重点項目

26. 「ロックフェラー財団の 100 のレジリエント・シティ」選定を踏まえ、国内外に範を示す京都の特性を活かした「レジリエント・シティ戦略」を早期に策定し、体制についても整備を図ること。あわせて、国が推奨している「国土強靭化地域計画」の策定に取り組むこと。

- 27. 近年の台風や記録的集中豪雨の被害における課題を踏まえ、
 - ① 全庁の連携・調整機能を一層強化し、防災・減災対策を強力に推進する中核の組織として、タイムライン(防災行動計画)の視点も入れた被害の最小化に向けた体制を整えること。
 - ② 災害情報及び避難情報については、時機を逸することなく発信するとともに、被 災者情報については、行方不明者の氏名の公表のルール化など、あらゆる事態を 想定し、あらかじめ、きめ細かく検討し、市民への周知徹底を図ること。
 - ③ 熊本地震等頻発する災害を踏まえ、被災者支援システムの運用点検の強化を図ること。
 - ④ 避難所運営については、いざという時に役立つようHUGなど、より実効性のある訓練を実施していくこと。
 - ⑤ 自主防災会の防災行動マニュアルについては、災害種別ごと(地震、水災害、土砂災害)にタイムラインの概念を取り入れ、いつ、誰がどこにどのルートで避難するのかといった具体的な行動について、実効性ある防災訓練を行うこと。

28. 現行の業務継続計画に加え、水害対策編の業務継続計画を策定すること。あわせて、 局別・現場別の具体的かつ、明確な計画を策定するとともに、被災された市民への柔 軟な対応ができる体制整備を構築すること。

- 29. 京都市の自主財源の新たな確保については、税の公平中立を前提に他都市での事例研究や京都ならではの特徴を生かした宿泊税の導入など、市民の理解を得られる新税を 創設すること。
- 30. 指定管理者制度の運用に当たっては、「運用基本指針」に基づき、選定の透明性と公平性が確保されるよう引き続き改革に取り組むこと。また、公共サービスの向上に努めること。

総合企画局

重点項目

- 31. 京都市版地方創生推進として策定された「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の柱である"みんなごと"のまちづくり推進事業を着実に進めること。市民協働の「まちづくり・お宝バンク」の取組提案については、その実現や市政への反映の結果がしっかりとでるよう強力にサポートしていくこと。
- 32. 「国家戦略としての京都創生」の実現に向け、国への働きかけを強化するとともに、 国内外に向けて京都創生の機運醸成を図ること。また、市民に京都創生について広く 知っていただき理解が深まるよう取り組むこと。

重点項目

- 33. 文化庁の京都への全面的な移転を着実に推進するため、オール京都で受入体制の整備を図るとともに、先行的な移転となる「地域文化創生本部」への協力をはじめ、文化庁の機能強化と新たな文化行政の推進のために京都市としても積極的な役割を果たすこと。
- 34. 「はばたけ未来へ! 京プラン」の個別実施計画及び各種分野別計画について、各局が毎年の取組を検証し、その内容を情報公開して、プランを必達すべく着実に推進すること。
- 35. 政策評価制度については、市民に分かりやすい評価尺度の設定にさらに努めるとともに、その結果を「はばたけ未来へ! 京プラン」の重点戦略評価にさらに活用し、市民満足度の向上に資する政策へ反映させるよう努めること。
- 36. 京都らしい文化・観光拠点として京都活性化に資する「京都岡崎」の実現を目指す「岡崎地域活性化ビジョン」を、官民連携のエリアマネジメント組織である「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に取組が市民へ定着するよう努めること。

重点項目

37. 京都駅西部エリアの活性化については、「京都駅西部エリア活性化将来構想」に基づき、エリア全体の活性化に向け、新駅の設置及び第一市場の整備と連動した回遊性を重視した取組を「京都市西部エリアまちづくり協議会」を中心に具体的に進めること。

38. 京都市立芸術大学の移転を中心とする京都駅東部エリア及び京都駅東南部エリアの整備については、文化芸術都市・京都の新たなシンボルゾーンを創生するとともに、地域の活性化につながるものとすること。

重点項目

- 39. リニア中央新幹線の京都駅ルートの実現に向けた取組をより一層、積極的に推進すること。あわせて北陸新幹線の京都駅ルートの実現に向け、建設費の地方負担や並行在来線の経営分離問題への対応も含めた国への働きかけを強化し、市民への広報啓発に取り組むこと。
- 40. 東部クリーンセンター跡地活用については、地方創生の戦略に合致する未来志向の政策を推進するものとすること。その上で、地域住民が協力できる施設を建設するためにも地元の要望や意見を積極的に求めること。
- 41. 市内大学等と連携した京都から海外への留学生増大事業を着実に推進すること。
- 42. 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の目標である平成32年度までの15,000人の受入留学生達成に向け、戦略的に施策を展開すること。
- 43. 市民参加による協働をより推進するため、「伝える」力からさらに市民目線に立った「伝わる」力の強化を図ること。
- 44. 地域や企業と大学・学生とが連携した取組への支援、大学の知を生かした市政に資する研究事業など、「大学のまち京都・学生のまち京都」に相応しい施策を一層推進し、 その成果を地域活性化や市民サービスの向上として市民へ還元するよう取り組むこと。
- 45. 情報化社会の急速な進展と市民ニーズの変化に対応する広報広聴となるよう、ホームページの戦略的運用や、京都市公式アプリ「Hello KYOTO」の充実、Facebook等を活用した市民協働型の情報交換など、情報を生かした広報広聴力の強化に努めること。

重点項目

46. 「京都市高度情報化推進のための基本方針」及び「京都市オープンデータ推進ガイドライン」に基づき、全庁的なオープンデータの利活用によって、市民サービスの向上、地域情報化の推進,市役所業務の効率化を積極的に推進すること。また、ビッグデータの活用について研究検討を進めること。

47. 行政の効率化と市民サービスの向上に資するため、クラウドの積極的な活用を図ること。

文化市民局

重点項目

- 48. 文化庁の京都全面移転決定を受け「京都文化芸術都市創生計画」に基づき、①文化芸術の継承と創造、②社会的基盤の整備、③文化芸術と社会の出会いの促進など「文化首都・京都」への体制を拡充し、文化芸術創造都市としてのビジョンを発信すること。あわせて、「京都文化芸術プログラム 2020+」を着実に実行し、日本の文化の真髄である京都の文化や奥深いまちの魅力を世界に発信していくこと。
- 49. 幅広い市民が日常的に文化芸術に親しめるため、練習会場を含め市民の文化芸術活動の場を確保するため学校跡地、空き教室なども有効に活用できるよう検討すること。
- 50. 京都市交響楽団は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が楽しめる演奏会の開催に取り組むとともに、積極的に市内に赴くなど、より市民に身近な楽団となるよう努力すること。また、観客数増加のためチケット予約や購入の利便性の向上に努め、あわせて広報宣伝活動に積極的に取り組むこと。
- 51. 日本の文化遺産が多く存在する京都の特性を踏まえ、収蔵施設の充実と発掘調査の成果など、貴重な考古資料のより一層の活用に努めること。また、発掘調査や保存体制の充実強化を図る上では国からの支援を積極的に要望していくこと。
- 52. 「みやこ文化財愛護委員」や「文化財マネージャー」の活躍する場を拡大するとともに、多くの市民が文化財保護活動に参加できる仕組みづくりに取り組むこと。
- 53. 「京都をつなぐ無形文化遺産制度」については、広く市民からの意見を募り、事業の継続発展を図るとともに、京の食文化・花街の文化・地蔵盆・京のきもの文化については選定のみに留まらず、周知と充実及び継承発展に尽力すること。

- 54. 京都市美術館再整備事業については、基本計画のもと、市民負担も軽減しながら、平成 31 年度中のオープンを目指し、着実に推進すること。あわせて、より幅広い市民が利用でき、美術に親しめる施設となるよう取組みを進めること。
- 55. 京都市動物園については"命の大切さ"や環境問題など「楽しく学べる動物園」として幅広い市民に親しまれるよう取り組むこと。あわせて、交通局をはじめ各局と連携強化を図り来園者が継続的に増加する施策の拡充に取り組むこと。

- 56. 二条城の価値を活かし未来を創造する会が発表した提案を踏まえ、国宝・世界遺産の価値を活かし、日本文化への理解を深め、京都の魅力を発信する施策を充実すること。
- 57. 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」については、各区 版運動プログラムに基づき各関係機関と連携を図り、誰もが安心安全に暮らし、観光 できるまちづくりに取り組むこと。

- 58. 地域住民の基幹施設である区役所の在り方については、「共汗で進める 新たな区政創生~京都市における区政の在り方について~」に基づき、京都ならではの地域力を生かした政策立案機能を強化し、区民提案・共汗型まちづくり支援事業などを通して地域に密着した事業推進を図ること。あわせて、各区の計画への事業評価制度を導入すること。
- 59. 補助金等を支出しているNPO法人に対する必要な支援措置を講じるとともに、会計 も含めた管理体制の把握に努めること。
- 60. 「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」の主旨を活かし、各種団体との連携を一 層強化し、地域コミュニティ活性化を積極的に推進すること。
- 61. 「京都市過疎地域自立促進計画」の推進に当たっては、北部山間地域への移住促進事業や地域活性化促進事業などの実績を受け、地元住民の意向も踏まえた実効性あるものとすること。
- 62. マイナンバーカードを利用した、コンビニエンスストアにおける各種証明書交付を実施できる体制を整備すること。
- 63. 「京都市人権文化推進計画」を踏まえ、子どもも高齢者も、女性も男性も、障がいの有無も国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、一人一人が人権の大切さを認識し、豊かな人間関係が育まれる社会を目指すこと。また、課題となっているヘイトスピーチについても対策を講ずること。
- 64. 消費生活相談センターの業務や各区役所の市民相談事業については、関係機関等と連携し、市民の多様なニーズに応えるためにさらなる充実を図ること。

65. サル、クマ、イノシシ、シカ等といった住宅街の有害鳥獣被害については、専門機関や近隣市町村、地元住民の協力と理解を得て実効性のある対策を講じること。また、特定外来生物については、専門機関と連携し捕獲の強化や生息状況調査に取り組むこと。

重点項目

- 66. 「京都市交通安全基本条例」に基づく理念や施策を広報周知し、特に児童・幼児・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。飲酒運転・無免許運転・違法薬物や危険ドラッグを使用した上での運転等、重大事故の原因となる無謀な運転を根絶する取組を京都府警等の関係機関との連携強化を図り推進すること。
- 67. 路上喫煙禁止条例を実効力あるものにするため、市民啓発の取組を一層充実させるとともに、国内外の観光客に向けての広報周知に取り組み、市内全域での喫煙マナーの向上を図ること。あわせて、分煙対策についてもしっかり取り組むこと。

重点項目

- 68. 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解を得る活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
- 69. 「京都市DV相談支援センター」は被害者の視点に立った継続的な自立支援に取り組むとともに、相談、カウンセリング等はウイングス京都などと連携し、DV被害者への支援を行うこと。また、男性のためのDV被害の支援や相談体制の強化を図ること。

- 70. 「京都市ユースアクションプラン」の見直しを踏まえ、ニートやひきこもり、不登校などの困難に直面している子ども・若者たちを総合的に支援するため、「京都市子ども・若者支援地域協議会」を中心にNPO等と関係機関が連携し、本人支援、家族支援にきめ細かく取り組むこと。
- 71. 「ひきこもり地域支援センター」の運営を充実強化し、若者世代と同時に40歳以上の世代の方々のひきこもり対策を充実強化するとともに、家族に対してきめ細やかな支援に努めること。

72. 京都の多様なスポーツ文化が息づく市民スポーツの首都を目指すこと。そのため新たに見直しがされた「スポーツの絆が生きるまち推進プラン京都市市民スポーツ振興計画」を踏まえ、京都市のスポーツ施設についても市民に愛され理解される施設管理・ 運営を行うこと。

- 73. 生涯スポーツの世界大会「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」の成功に向け、市 民への広報周知に努めること。また市民ぐるみで開催の機運を高めること。
- 74. 京都マラソンを定着させ発展させるべく、これまでの実施状況を徹底的に検証し、課題の解決に取り組み、オール京都の協力を得て創意工夫を重ね、末永く市民に愛され親しまれる事業にすること。

産業観光局

- 75. 新たな産業戦略ビジョンの実施に当たり、
 - ① グリーンイノベーション・ライフイノベーション事業及びコンテンツ産業をさら に戦略的に推進すること。
 - ② 「京都市産業戦略ビジョン」に則って、産業の高付加価値化、若者が活躍できるビジネス環境、働きやすい職場環境や雇用の質の向上などの事業や雇用の課題克服へ産業界、大学等と連携して取り組むこと。
 - ③ IOTなどを契機に新たな産業化の機会を逃さず、早期にものづくりベンチャー 支援環境を整備し、世界規模での企業誘致を図ること。
 - ④ 産業振興に関して、本市として専門性の高い人材の育成・活用にさらに取り組むこと。
- 76. 桂イノベーションパークや産業技術研究所及び京都市成長産業創造センターなどの産 学公連携の産業支援拠点が、それぞれの強みを活かして連携し、その能力を十分に活 用した京都の産業振興策を進めること。
- 77. 「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」に基づき、引き続き、京都 独自のソーシャルビジネス支援を着実に推進すること。
- 78. 京都の伝統産業界の置かれている厳しい状況の中、「第3期京都市伝統産業活性化推進計画(仮称)」を策定し、国内外の販路拡大、産業技術研究所と連携した新たな用途や商品開発など、伝統産業の活性化に積極的に取り組むこと。
- 79. 「京都市商店街の振興に関する条例」に基づき、事業者や消費者など地域の声を聴き、 各々の商店街の実態に即した振興策を講ずること。
- 80. 京都経済の活性化において重要な中小企業への支援策を強化するため、「京都市中小企業振興条例(仮称)」を制定すること。
- 81. 中小企業金融支援について、金融機関、保証協会とも十分な連携をとり、経済状況の 変化に即応できる中小企業支援の体制をとること。

重点項目

82. オール京都市での総合的な雇用創出方針を定め、京都市における雇用創出の機会を充実させること。同時に雇用実態調査を踏まえた正規雇用化の促進やブラック企業・ブラックバイト根絶の取組を進めること。

重点項目

83. 民泊においては国の動向を注視しつつも、京都市の歴史的背景も踏まえた京都ならではの安心安全で地域と調和した質の高い宿泊環境の推進を図ること。

- 84. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズの招致を好機と捉え「京都観光振興計画 2020」に基づき、スポーツツーリズム、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策のさらなる多角的な推進を図ること。
- 85. 観光客急増による観光バスの路上駐車、宿泊環境の変化、外国人観光客のマナーなど、 新たな課題の解決に、地域との調和を図る視点を持ち、全庁体制で取り組むこと。
- 86. 新たな京都ファン獲得としてラグジュアリー層への取組を強化するとともに、「MIC E戦略」の周知徹底と受入環境の整備を図り、京都観光のさらなる発展に努めること。
- 87. スマートシティ京都研究会を中核とし、エネルギーの自立に向けた京都の地域特性を 生かした創エネ、省エネシステムを創り出していくこと。
- 88. 「京都市農林行政基本方針」のセカンドステージに当たり、農林業の担い手を確保するとともに、産業として成り立つよう育成を図ること。また、スマート農業などの新たな視点での農林業育成の研究・検討や森林税を活用した森林の保全再生を進め、京都市の農林業の一層の振興を図ること。
- 89. イノシシ・シカ・サル・クマ等、深刻な状況にある農作物の有害鳥獣被害について、「京都市鳥獣被害防止計画」に基づき、より強力に被害防止に努めること。また、狩猟者の育成などに取り組むこと。
- 90. 「京都 京北未来かがやきビジョン」をはじめ、北部山間地域における農林業の担い 手や雇用機会の確保に努め、地域資源を積極的に活用した取組を進めること。

- 91. 「第一市場マスタープラン」に基づき、食文化の拠点機能を一層充実させ、取扱量の目標達成に努めるとともに、消費者への安全、安心な食料品の供給に努めること。また、京都駅西部エリアの活性化に寄与する視点を持ち、今後の市場の発展策を検討すること。さらに、「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づく施設整備に当たっては、市場関係者の意見を十分に反映しながら進めること。
- 92. 第二市場「京(みやこ)ミートマーケット」マスタープランに基づき、安全・安心・良質な食肉の提供、牛肉の海外輸出にも対応できる品質・衛生管理、環境への配慮をコンセプトとした基盤整備を着実に進めること。

保健福祉局

重点項目

- 93. 「子ども若者はぐくみ局(仮称)」の創設や福祉事務所及び保健センターの再編を機に、子ども若者施策の充実、「子育て支援コンシェルジュ」を中心とした丁寧な対応、及び子どもをともに育む文化の醸成を一層推進すること。
- 94. 産後ケア対策「スマイルママ・ホッと事業」の取組を進めるため、これまでの妊産婦支援と融合させて、適切に支援できる仕組みを整えるとともに、事業の広報、周知徹底を図ること。
- 95. 子育て支援情報発信の充実を図るための「京都はぐくみアプリ」が、子育て中の保護者の日常生活に役立つものとなるよう、使いやすさと利便性の向上に努めること。
- 96. 「京都市未来こどもはぐくみプラン」においては、真の待機児童ゼロ、質の高い保育サービスの提供、女性の活躍を後押しする子育て支援策の充実を図ること。
- 97. 子ども医療費支給制度については、入院、通院ともに中学3年生まで無料化ができるよう京都府とも連携し一層の拡充を図ること。

重点項目

98. 自閉症・発達障がい児(者)の支援については、発達障害者支援法改正の趣旨を踏まえ、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援に取り組むこと。また、待機者の解消については、早期の療育につなげるよう、体制整備を図ること。

- 99. 児童虐待対策については、児童相談所・第二児童福祉センター・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報 交換と具体的対策を講じること。
 - ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 「児童虐待を絶対に許さない」という機運の醸成に向けて、「児童虐待防止条例(仮称)」を早期に制定すること。
 - ③ 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、家庭的擁護の推進、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。

重点項目

100. 子どもや若者に関わる地域団体やNPO、ボランティア等とも連携・協働して、「子どもの貧困対策」を推進すること。いわゆる「子ども食堂」をはじめ、貧困家庭の子どもや若者の居場所づくりを図ること。

重点項目

- 101. 障害者差別解消法の施行を踏まえ、手話言語条例に基づく手話の普及や、「磁気ループ」、「要約筆記」等、障がいのある方のコミュニケーションを支援し、全ての人が個人として尊重され、安心で安全な生活を営むことができるための障害福祉の各種施策を推進すること。
- 102. 「支えあうまち・京都ほほえみプラン」に基づき、障がいの有無に関わらず共生できる社会を目指した障がい者施策のさらなる推進を図ること。特に、就労支援については「京都市障害者就労支援推進会議」を核とし、受入れ企業の拡大と長期就労に向けた定着支援を強力に進めること。
- 103. 「京都市高次脳機能障害者支援センター」については、専門相談窓口として高次脳機能障害者支援と障害のある市民が地域で快適に生活できる環境づくりの拠点としての取組を推進すること。

- 104. 平成 29 年 4 月から実施される「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」においては、「高齢者支え合い活動創出モデル事業」や「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動をしっかりと検証し、要支援者に寄り添うサービスとなるよう、シルバー人材センター等も活用するなど、多様なサービスを総合的に提供できる仕組みを構築すること。
- 105. 京都市シルバー人材センターを中心として、高齢者の再就職・社会参加を一層推進するとともに、特に団塊の世代の知識や経験を生かし、地域の支え手の養成に積極的に取り組むことにより、生涯現役社会への環境づくりを推進していくこと。
- 106. 地域における医療・介護・福祉の連携強化に向けた「地域包括ケアシステム」の構築を一層推進すること。

- 107. ひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動については、これまで得られたひとり暮らし 高齢者の実態を分析・評価し、地域ケア会議等において、必要なサービスの把握・対 応等について検討するとともに、地域の関係機関との連携をより一層深め、地域全体 で高齢者を見守るネットワーク構築を図っていくこと。
- 108. 高齢者虐待については、地域包括支援センター、福祉事務所などを中心に、保健・医療・福祉等の関係機関が連携・協力した取組を進めるとともに、養護者への支援強化を図ること。また、市民に対する啓発活動については、研修会の実施などにより理解の促進に努めること。

- 109. 認知症対策については、国において策定された国家戦略に基づき、早期診断と患者・ 家族への支援などに取り組むとともに、認知症徘徊高齢者の対応に係る取組を充実さ せるなど、認知症総合支援事業を強力に推進すること。
- 110. 若年性認知症については、長寿すこやかセンターの相談対応のさらなる充実を図ると ともに、地域全体で認知症の方やその家族を支える取組を進めること。
- 111. 市民が成年後見制度を円滑に利用できるよう、「京都市成年後見支援センター」を中心に、相談等のワンストップサービスの充実と専門家との連携の下「市民後見人」が機能する取組を進めるとともに、高齢者などの権利擁護に努めること。
- 112. 敬老乗車証制度については、市民意見を十分に踏まえ、持続可能な制度の構築に向け 多角的に検討すること。
- 113. ハローワーク就労支援窓口の全区役所・支所への設置を推進するなど、生活保護受給者へのきめ細かな自立支援に取り組むこと。また、受給における適正な運営、受給者に対する丁寧な説明に努めること。
- 114. 既存の福祉サービスでは対応しきれない要支援者への援助のため、地域に密着した課題解決をコーディネートする「地域あんしん支援員(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)制度」の充実拡大に努めること。

115. 「健康長寿のまち・京都」の取組については、全市的な運動として展開されているが、 市民の健康寿命の延伸に向け、市民が主体となって取組を引き続き推進すること。ま た、ボランティアや地域活動などを通して社会と関わり、支え合いの社会づくりに貢 献できる期間である「活動寿命」の延伸にもつながるものとして、高齢者の社会参加 や地域貢献を促進する取組を推進すること。

- 116. がん検診事業については、保険医療システムを活用し、受診履歴を把握して、再度、 受診する取組に結び付けていくこと。また、健康ポイント事業等、受診率向上につな がる取組を引き続き推進すること。
- 117. 平成28年4月から保険適用となった脳脊髄液減少症については、関係機関・教育機関 をはじめとした市民への啓発活動を図ること。
- 118. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズの安心安全な 開催のためにも、感染症対策については、国・府と連携を強化し、保健センターでの 対応や移送に係る実地訓練など、本市の果たすべき役割への備えを十分に行うこと。
- 119. 自殺防止対策については、相談機能の充実や、ゲートキーパー研修を市民へ拡大するなど、自殺防止の啓発活動にも積極的に取り組むこと。また、認知行動療法をはじめとする「うつ病対策」にも一層取り組むこと。
- 120. 平成30年4月に予定されている難病医療費助成の事務の京都府からの権限移譲を円滑に進め、難病患者に対する支援をきめ細かく推進すること。また、指定難病となっていない難病並びに疾病を持つ患者に対しては、保健センターが相談窓口となり、丁寧に寄り添う相談支援に取り組むこと。
- 121. 保健センターへの常勤歯科衛生士の配置や、乳幼児期から少年期までの継続的かつ総合的な虫歯の予防及び治療が受けられるよう経済的な支援など、口腔ケア体制の充実を図ること。
- 122. 近年増加をたどる口腔がんに対する市民の知識向上や早期発見・早期治療の必要性に関する市民への啓発に取り組むこと。

- 123. 糖尿病をはじめ全身疾患との関係が注目されている歯周病対策として実施している予 防検診事業の受診率向上に取り組むこと。
- 124. 京都市歯科保健実態調査を実施し、京都市口腔保健推進行動指針(歯ッピー・スマイル京都)の早期見直しを図り、関係機関と協議し、より具体的な行動計画を策定すること。あわせて、計画の実効性を確保するための条例についても検討すること。
- 125. 市民や観光客の健康の保護を図ることを目的とした「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、具体的で実効性のある取組が行われるよう、家庭・地域、関連する諸団体、機関との連携を図り、安心安全な食材の確保と食の提供に努めること。
- 126. 無形文化遺産である「京の食文化」を子どもたちに伝えるため、日本料理アカデミーとの共同での食育授業の研究等の充実に努めるとともに、「食育指導員」のさらなる活用で、子どもたちの健全な成長を育む食育の推進を図ること。
- 127. 動物愛護事業については、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け「動物愛ランド・京都」を中心に、府・市のみならず、ボランティア等が相互に連携する幅広い協働体制により、総合的な取組を円滑に推進していくこと。また、 殺処分ゼロに向けたまちねこ事業をさらに進めること。

128. 「民泊」をはじめ、簡易宿泊施設が地域と調和したものになるよう、他局及び関係機関と連携し取り組むこと。また、施設の指導、許可を担う組織体制の強化を図ること。

都市計画局

重点項目

129. 空き家対策については、「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」及び平成 28 年度策定予定の空き家等対策計画に基づき、空き家の利活用と適正管理に関して具体的施策を講じるとともに、体制の強化を図り、各局連携の下、施策の融合を図り実効性ある取組を行うこと。

重点項目

- 130. 京町家については、条例を制定するとともに、計画を策定するなど、あらゆる主体が 京町家の保全・再生・活用を促進していく仕組みをさらに構築していくこと。
- 131. 密集市街地・細街路対策については、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組 方針」に基づき、制度・事業を充実するとともに、「京都市細街路対策指針」を踏まえ、 周辺部を含めた細街路の状況に応じた実効性ある対策を進めること。

重点項目

- 132. 南部高度集積地区(らくなん進都)については、京都市成長産業創造センターを活用した産学公連携による積極的な産業振興を図るとともに、今年度実施の新たな産業用地の創出に向けた調査を踏まえ、「企業立地促進助成制度」、「企業立地促進のための土地所有者奨励金制度」を積極的に活用し、強力に推進すること。
- 133. 京都の歴史的景観の保全については、景観規制の充実を図るとともに、有効な支援策を構築し、市民や事業者・寺社等との協働による取組を強化すること。同時に夜間景観に関し指針を策定するなど政策を具体的に推進すること。

重点項目

134. 建築物の耐震化に当たっては、京都市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅、市有 建築物、特定建築物など区分に応じた体制整備の下、各局が連携してさらなる推進を 図ること。また、木造住宅の耐震化が一層進むよう、支援制度の手続の簡素化をさら に進めるとともに、関係団体との積極的な連携の下で、引き続き普及啓発に取り組む こと。

- 135. 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に当たっては、「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」において検討された内容を政策に盛り込むとともに、ICT技術の発展を踏まえ、中長期的な展望を持って、「京都未来交通イノベーション研究機構」での研究を活かした取組を全庁挙げて推進すること。
- 136. 歴史的都心地区における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進に当たっては、人と公共交通を優先した魅力あるまちづくりに向け、沿道マネジメントなどソフト面の取組に対しても積極的に支援すること。また、東大路通の道路交通整備に当たっては、沿道住民をはじめ、関係者の要望を丁寧に汲み取り、地域の実情に合わせた取組を進めること。

- 137. 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づく駅のバリアフリー化整備が進められているが、西大路駅をはじめとする重点整備地区内の駅のバリアフリー化整備を着実に進めること。また、全国的にホームにおける視覚障害者の転落事故が発生している状況を踏まえ、転落防止対策を鉄道事業者及び関係機関と連携し、積極的に推進すること。
- 138. 長寿社会を踏まえ、高齢者や障がい者など、移動に困難を来す市民ニーズに対して、 交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通を目指すための、「交通基本条例 (仮称)」の制定に向けて検討すること。
- 139. 「パーク・アンド・ライド」事業の推進・充実については、事業用地の確保、見直しを行い、より拡大策を展開すること。また、ソフト面では広報戦略強化や他県からの観光客への多様な誘導策を一層充実し、駐車場検索アプリの開発など、実効力ある推進を図ること。
- 140. 京都駅南口駅前広場については、整備時の基本方針である「歩くまち・京都の玄関口」、 「京都の顔」、「まちの賑わい」を踏まえ、より利用しやすいものとなるよう適切に運 用を図ること。
- 141. 公共交通不便地域における地域と連携した新たな生活支援交通などの交通対策を各局 連携の下、推進すること。

- 142. 建物の経年劣化、居室の賃貸化などマンション管理運営に支障が生じやすい高経年マンションについては、良好な居住環境保全及び防災の視点からも、現状の課題解決に向けた具体策に取り組むこと。
- 143. 高齢者などの居住支援については、京都市すこやか住宅ネットによる取組を充実させるとともに、団体を保証人とする新たな保証制度の導入など、より効果的な制度を構築すること。

144. 市営住宅の整備については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、着実に事業を推進し団地再生を図ること。特に高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等の充実を図ること。

重点項目

145. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進し、公募戸数の確保に努めた上で、単身者用戸数の拡大と公募回数の改善にさらに取り組むこと。また、子育て世帯向けにリノベーションした市営住宅の戸数を増やすなど、公営住宅の活性化を図ること。

建設局

重点項目

- 146. 防災・減災の視点に立ち、市民の命と財産を守るため、これまで整備してきた道路や橋梁、公園などの社会インフラについては、公共施設マネジメント基本計画に基づき、長寿命化に取り組むとともに、適切な維持管理を積極的に推進すること。
- 147. 地震・水害等発生時に緊急避難道路や輸送道路となる、幹線道路及び河川沿岸道路の 路面下空洞調査の結果に基づき、今後も引き続き計画的に調査を継続し陥没事故の未 然防止に努めるとともに、生活道路への調査についても、先進地の事例も参考に検討 し、市民の安心安全を図ること。

- 148. 通学路及び細街路を含む生活道路の維持補修は、平成28年度に予算を増額し実施しているが、さらに予算を増額し、市民の安心安全をしっかり守ること。
- 149. 私道整備助成制度については、必要とされる地域には柔軟かつ迅速に運用するため予算を確保すること。
- 150. 今後、増大するインフラの維持管理については、市民要望を的確に反映できるよう、「みっけ隊」を活用し、市民協働・共汗型の仕組みを積極的に運用するとともに、さらなる活用を図ること。
- 151. 重要幹線道路の整備については、国に予算措置を求め、道路整備事業を計画的に進めること。
- 152. 都心部における渋滞を緩和するとともに、京都高速道路のさらなる利便性向上を図るため、「京都市京都高速道路検証専門委員会」の意見を踏まえ、取組を進めること。
- 153. 50cc 以上のオートバイの駐車場の整備について市民、事業者、警察などの関係機関と 連携を図ること。特に既存の公共駐車場の自動車から自動二輪車への転用を図り、駐 車場整備に取り組むこと。

154. 自転車の安全対策については、世代に応じた実効性ある啓発活動に努め、地域と一体となった利用マナー・ルールの周知徹底を強化すること。また、自転車等駐車場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境を拡充するなど、「京都・新自転車計画」を着実に推進すること。さらに、京都市自転車安心安全条例の改正に基づく保険加入の義務化については、市民の十分な理解を得て加入が促進されるよう取り組むこと。

重点項目

155. 「京都市自転車走行環境ガイドライン」に基づき、歩行者の安全の観点から車道における自転車レーンの整備を促進すること。また、警察と連携を進めて実効性ある違法 駐車対策を講ずること。

- 156. 近年、頻発する台風や大雨被害を踏まえ、各局と連携を図り「雨に強いまちづくり推進行動計画」に基づいた取組を着実に推進すること。また、河川のしゅんせつ、整備など浸水対策及び土砂災害対策については国、府と緊密な連携を図り市民の安心安全対策に取り組むこと。
- 157. 「京都市緑の基本計画」及び次期「京のみどり推進プラン」に基づき、まちなかの緑化に努めること。また、公園の整備については、用地の確保や緑地の保全に努めるとともに、既存の公園についても、健康遊具の設置など高齢者や子育て世代が使いやすい公園への質の向上に努めること。
- 158. ヒートアイランド対策として、引き続き、①屋上・壁面緑化事業の充実、②道路舗装における排水性・透水性舗装を進めること。

消防局

- 159. 消防ヘリ、小型水槽車、消防バイクなど地域や災害特性を踏まえた消防車両や装備の 充実に努めること。また、訓練や体制の充実を図り、災害に速やかに対応できる体制 を整えること。
- 160. 消防及び救急の緊急車両については、ドライブレコーダー設置を早期に取り組むこと。

重点項目

- 161. 放火による火災を減少させるために、市民が防火対策に取り組むことを定めた「京都市火災予防条例」の改正内容について、市民周知に努めるとともに、市民が地域で行う取組への支援を強化すること。
- 162. 住宅用火災警報器の未設置世帯への指導や維持、管理の指導に努めること。特に、法改正から10年が経過するため警報器の交換の必要性も市民周知に努めること。また、要配慮者世帯については、緊急通報システムへ連動する住宅用火災警報器の設置や京都市Web119への登録などをはじめ、保健福祉局と連携を図り、きめ細かな対応に努めること。

- 163. 救急搬送が増加の一途をたどっている中、救急車の適正な利用がなされるよう、市民 が相談できる、仮称「救急相談センター」の開設に向け、検討を行うこと。
- 164. 救急救命士の養成や、既に資格を取得し現場で活動している職員の再教育の実施など、 一層の救急体制の充実を図ること。高度救急救護車の運用をはじめ医療機関と連携し た救急活動を強化すること。
- 165. 自動体外式除細動器 (AED) の有効性や使用方法を多くの市民に理解していただくように普通救命講習の機会などを利用した普及啓発を着実に推進すること。普及に伴うメンテナンスについても啓発、啓蒙を実施すること。
- 166. 「消防団 100 人委員会 U-35」の中核である消防団充実強化チームの活動を、全面的にサポートし若者や女性を含め、地域各方面からの消防団員確保に取り組むこと。

- 167. 大学及び学生に学生消防団活動認証制度を周知することで、消防団への入団促進及び認証者の増加を図るとともに、企業、団体に対し学生消防団員の就職活動において積極的な評価を頂けるよう、あらゆる機会を活用し働きかけること。
- 168. 消防団施設の耐震化については、より一層強力に進めていくこと。
- 169. 自主防災会助成金の在り方を含め、地域の自主防災活動に対し適切な支援を行うこと。
- 170. 市民防災センターにおいて豪雨や都市型水害などの疑似体験を通じて、特に近年多発する水災害への啓発を含めた防災に関する知識や技術を身につけていただき、市民の防災意識や行動力の向上を図ること。

交 通 局

重点項目

- 171. 平成28年度からの「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」を踏まえ、地下鉄経営健全化団体からの30年度脱却を図ること。また、市バス事業の黒字を活用し、市バス・地下鉄両事業がともに支え合い安定した経営基盤を確立するためのスキームをつくること。
- 172. 「仕事と子育て両立支援プラン」の計画的事業推進とともに、交通局における女性の 活躍の場の提供と、女性の幹部登用を積極的に図ること。

重点項目

- 173. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、ドライブレコーダーの活用をはじめ市バス運転手への安全研修の充実や、「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理受委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任を持って指導監督すること。
- 174. バス待ち環境の改善をより一層進めるため、
 - ① 上屋付きバス停留所については広告付きにこだわることなく設置を検討していく こと。
 - ② 狭あい歩道等のため規定ベンチが設置できない市内周辺部においては、ベンチ座 面幅の狭いタイプの椅子の設置など、歩道を所管する建設局をはじめ京都市総体 として積極的に取り組むこと。
 - ③ コンビニエンスストアとの連携も含め、バスの駅設置拡充に向けて積極的に取り組むこと。
- 175. 市バスにおける運賃体系については、均一運賃区間のさらなる拡大とともに、乗継割引の改善に努めること。

重点項目

176. 市バス・地下鉄における I C定期券及び I Cカードによる乗継割引については平成 29 年 4 月から確実に開始するとともに、地下鉄と相互乗り入れしている事業者以外との連絡定期等の拡大などさらなる I Cカードサービス拡充に努めること。さらに早期の 1 円単位運賃化に向け、関西内の交通事業者との協議連携を図ること。

- 177. I Cカードへのチャージ機能を搭載した、地下鉄券売機、精算機を全駅に設置すると ともに、さらなる拡充を図ること。
- 178. 駅ナカビジネスにおいては平成30年度年間収入10億円の達成に向け、残りの「Kotochika(コトチカ)北大路」などの店舗拡充を進めるとともに、既存店舗等による収益向上に向け検討を強力に進めること。

- 179. 烏丸線における可動式ホーム柵の設置については、新車両整備計画策定に着手してい くとともに、補助制度の抜本的な拡充と安全かつ低コストで整備可能なホーム柵の技 術開発の促進を引き続き国に強く求めていくこと。
- 180. 地下鉄駅周辺での増客に寄与する開発並びにイベント等の駅別戦略のさらなる推進を 図ること。特に東部クリーンセンター跡地活用の検討については局間連携を強力に進 め乗客増を図ること。
- 181. 地下鉄設備の更新経費の節減については、安全運行の維持に最大限配慮しつつ、防災・減災の視点も加味しながら計画的かつ効率的に取り組むこと。

- 182. 東京オリンピック・パラリンピック開催による入洛客の増加も見据え、多言語による 案内や職員の接遇向上の取組を推進するなど、誰もが利用しやすい市バス・地下鉄に 向け戦略的に取り組むこと。特に混雑解消策や車内マナー啓発などを強力に進めるこ と。
- 183. 情報媒体やコンテンツ産業等との連携も図るなど新たな広告媒体の開発を検討し、地下鉄及びバス事業における広告収入増の対策を強化すること。また、広告付きバス停留所の設置については、今後も引き続き積極的に進めること。
- 184. 市内の高校生をはじめ青少年の意見も積極的に取り入れられる仕組みをつくり、より 利用したくなる市バス・地下鉄とすること。

上下水道局

重点項目

- 185. 上下水道局の経営戦略「京の水ビジョン」の後期5箇年の実施計画である「中期経営プラン(2013-2017)」の最終年度となることからプランに掲げる事業を完遂し目標を達成すること。また、次期ビジョン・プランについては現行のビジョン・プランに基づく取組を総括し、今後の水道事業・公共下水道事業の課題と事業の在り方を見据え、長期的な展望を持って策定すること。
- 186. 水道事業を市民に理解していただくための広報活動について、第三者の評価を踏まえ 一層の充実に努めること。
- 187. 水道水と地下水を混合して利用する「地下水利用専用水道」の使用者と一般の水道使用者との負担の公平性を図ることを目的として導入が検討されている「水道施設維持負担金制度(仮称)」については負担金の対象となる事業者に対して制度の趣旨や必要性を丁寧に説明し、理解を得た上で円滑に実施すること。

重点項目

- 188. 今後の老朽配水管の更新は上下水道事業の大きな課題である。全体の事業規模と財源を明確にして計画的に進めること。また、更新事業の全体像を市民に説明し市民理解を得るよう努めること。財源の確保に当たっては、市民が負担する水道料金のみではなく国への要望活動をはじめ積極的に行動すること。
- 189. 鉛製給水管の早期解消については、厳しい財政状況の中ではあるが、利用者の安心安全確保のため、平成29年度までに着実に実行し完了させること。

- 190. 有収率向上に資する、漏水箇所発見のための人材育成、技術の継承並びに新しい技術の導入を図ること。
- 191. 節電対策、猛暑対策として有効である水道ミストのモデル設置事業を検証し、家庭や 民間事業所、保育・教育施設、観光地等におけるミストの設置普及を推進していくこ と。
- 192. 一時44万戸以上が断水した熊本地震等を踏まえ、災害時の飲料水確保のために、5年間保存可能な「疏水物語」の家庭・事業所等での活用への普及啓発を図ること。

- 193. 近年多発する大雨災害に備え、雨水幹線の整備をはじめとした浸水対策を計画的に進めること。過去に浸水があった地域については側溝や雨水ますの増設を行い下水道への取込み能力の向上を図るなど、きめ細やかな対応を行うこと。
- 194. 総合的な雨水流出抑制の観点から雨水貯留施設についてはグラウンドや公園などの公 共施設への設置を進めること。雨水浸透ますについては民間開発行為に対する設置指 導と併せ、助成金制度のPRに努め制度の利用拡大を進めること。
- 195. 本市下水道事業の高度処理施設整備を推進し、高度処理人口普及率の着実な向上を図ること。河川の水質や水辺環境の保全のため、雨天時に合流式下水道管から流出する下水の水質向上を図る貯留管の整備や雨水吐口の改善を確実に進めること。
- 196. 本市山間地域で実施している地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を全市の水道事業・公共下水道事業に統合した後も、これらの地域の住民が安心して水道・公共下水道を使用できるよう、施設の維持管理や災害・事故への対応等、安定した上下水道サービスの提供に努めること。
- 197. 上下水道施設を有効に活用し下水熱利用やガス供給などのエネルギー・環境事業を積極的に進めること。
- 198. 上下水道施設の改築更新に当たっては、引き続き「アセットマネジメント手法」等を 用いながら、経費を平準化し効率的に事業を推進すること。
- 199. 山ノ内浄水場跡地に建設される「太秦庁舎」については、住民サービスの充実に資することはもとより、地域における防災拠点としての機能を果たすとともに、にぎわいの創出にも寄与するものとなるよう、有効に活用すること。

教育委員会

重点項目

- 200. 「子ども若者はぐくみ局(仮称)」の創設が、真に子どもと若者のためになるよう、待機児童の解消対策や幼児教育の充実等に、新設局と教育委員会組織の強力な連携の下に全力で取り組むこと。
- 201. 教職員の資質と指導力の向上については、管理職が教職員との面談等を通じて、きめ 細かな指導・助言を徹底するとともに、「総合教材ポータルサイト」などのツールを最 大限に活用し、研修体制の充実を図ること。
- 202. 教職員が子どもたちと十分に向き合う時間を確保するために、事務負担軽減や報告事項の在り方の検討を行うこと。
- 203. 全小学校での設置が完了した「学校運営協議会」の全中学校での設置を早期に進めるとともに、小中連携を進める中で、児童・生徒のための学校運営協議会としての充実にさらに努めること。また、開かれた学校づくり・地域ぐるみの教育の一層の充実を図ること。

- 204. 専門職員や専門スタッフ等が、学校運営と教育活動により参画する「チーム学校」の 実現を視野に入れ、国と連携し学校及び教職員の適正業務の環境整備を進めること。
- 205. 学校と教育委員会が一体となり、コンプライアンスの浸透と推進を図ることにより、 教職員の不祥事の根絶に取り組むこと。
- 206. 「放課後まなび教室」については、「子ども若者はぐくみ局(仮称)」への事務移管があるが、引き続き円滑な運営がなされるよう、保健福祉局、教育委員会、学校が連携し、児童館事業との整合等、実効性ある取組を進めること。また、担い手となる職員等の処遇改善等、支援内容の充実に努めること。さらに、小・中学校における土曜学習のさらなる充実に努めること。

- 207. 「子ども等の貧困対策実施計画(仮称)」の策定を踏まえ、経済的理由などで教育を受ける機会が損なわれることのないよう、全ての子どもに基礎学力の定着と学習習慣の確立を図るための学習支援体制「未来スタディ・サポート教室事業」等の取組を拡充すること。
- 208. 「小中一貫教育推進事業」については、管理職及び教員の小中間の人事異動も含め、 課題や目標を共有し、連携強化をさらに図ることにより、義務教育9年間の学びと育 ちを充実させること。
- 209. 発達障がいをはじめ障がいのある児童・生徒への学習支援及び生活介助等を行う「総合育成支援員」を一層拡充するとともに、教員との連携を図り、よりきめ細かな教育を引き続き推進すること。
- 210. 障害者差別解消法の施行を踏まえ、ユニバーサルデザインの理念を学校教育・授業に 取り入れた「学びのユニバーサルデザイン化」を進め、全ての子どもにとって分かり やすい授業の実践に努めること。
- 211. 総合支援学校高等部の就労支援については、生徒個々のニーズに応じた進路開拓とともに、就職後の支援にも取り組むこと。
- 212. 文化庁を有することになる都市として、子どもたちの文化・芸術のチカラが一層向上できるよう、本物の文化・芸術に触れる多様な機会の提供に努めるとともに、人間性を育む「書写教育」に積極的に取り組むこと。
- 213. 子どもが読書に親しむ環境づくりについては、「第3次京都市子ども読書活動推進計画」 を踏まえ、学校図書館の充実に向け、家庭、地域、民間団体と連携して子供たちを取 り巻く読書環境の整備に努めること。

重点項目

214. 児童・生徒が、職業体験やボランティア体験等を通し、人のつながりや絆を大切にする人生観や社会性を育む福祉教育やキャリア教育等を一層推進すること。また、選挙権の18歳以上への引下げを踏まえ、「政治的教養を育むための教育」の一層の推進や保険など生活設計の仕組みの学習推進など、「生き方探究教育」の充実に努めること。

215. 平成 29 年度以降全国展開が目指される「がん教育」の推進に関する国の動向を踏まえ、 がん教育を推進するための協議会の設置等、がんに関する正しい理解を深め将来的な がん検診につながり、自身の健康に向き合う「がん教育」を積極的に進めること。ま た、現在進められている京都府の「がん教育推進プロジェクト」を活用し、各学校へ のがん教育出前講座を積極的に実施すること。

重点項目

- 216. 小学校で平成32年度から、中学校で33年度から全面実施される新学習指導要領を見据え、アクティブラーニングの視点からの本市の特性を活かした指導法の研究を進めるとともに、小学校5・6年生での英語の教科化等に向けた取組を充実させること。
- 217. 道徳教育については、平成30年度以降の小・中学校での教科化に向け、これまでの本市の取組を踏まえ、児童生徒の豊かな心の育成に資するものとなるよう取り組むこと。
- 218. スマートフォンの急激な普及から、Facebook、Twitter、LINE などSNSによる、児童 生徒の悲惨な事件を防止するため、ソーシャルメディアの利用に潜む危険性から子ど もを守る取組を一層推進すること。

重点項目

219. 危険ドラッグなど多様化する薬物のまん延から子どもたちを守るため、保護者・地域・ 関係機関をはじめ京都府警と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の徹底、 指導の充実を一層図ること。

- 220. いじめ根絶に向けた取組については、「京都市いじめの防止等に関する条例」の下、「いじめの防止等取組指針」に基づき、学校、教育機関、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関で構成する「子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」において、情報の共有を図り、いじめ防止に強力に取り組むこと。
- 221. スクールカウンセラーの拡充、人材確保を図り、スクールソーシャルワーカーの配置を積極的に行うとともに、クラスマネジメントシートの活用により実態把握に努め、 暴力行為の発生防止や生命の尊厳を学ぶ「いのちの教育」の取組の充実に努めること。

222. 国の部活動指導業務に係る手当の拡充の動向も踏まえ、「外部コーチ派遣事業」のさらなる充実を図りながらも、休日の確保等、心身両面に配慮した部活動となるよう取り組むこと。

重点項目

223. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催の動向を踏まえ、子どもたちの競技力 向上につながる取組やスポーツの素晴らしさに触れる取組を推進すること。

重点項目

- 224. 学校給食において和食を積極的に取入れ、地産地消、京の伝統文化の実践的学びの機会を図るとともに食育の充実に努めること。また、11 校で試行導入しているスチームコンベクションオーブンの全校整備を計画的に推進すること。
- 225. 定時制単独高校及び、新普通科系高校の創設に当たっては、設置学科、教育内容等を検討し、ソフト面、体制等議論を深め、市民への周知に努めること。
- 226. 学校統合については良質な教育環境の確保と地域の活性化に資するよう、説明責任を 果たし地元理解の下、丁寧かつ着実に進めること。

- 227. 通学路の安全確保に向けた取組については、引き続き見守り活動や交通安全指導の充実、必要に応じての通学路の変更や、登校時間帯の「ゾーン 20」や「通行規制」の導入等、京都府警との調整と、地域の意見を十分に踏まえた実効性ある取組を進めること。
- 228. 東日本大震災を踏まえ、教育現場において「防災教育スタンダード」や国の委託を受けた「実践的防災教育総合支援事業」などを積極的に活用し、実効性ある防災教育を さらに推進すること。
- 229. 環境に配慮した学校施設の長寿命化事業については、災害時の地域の避難所となる小中学校の体育館などの防災機能の強化等を一層進めること。
- 230. 図書館事業については、市民が読書に親しむ環境づくりに努めるとともに、居場所となりうる魅力ある図書館づくりのリニューアルも含めたモデル事業を検討すること。

- 231. 不登校に対する対策として、早期対応と未然予防の視点に立ち、「家庭教育支援」の充実が必要であり、「家庭教育支援チーム」のモデル実施に取り組むこと。
- 232. 学校施設整備におけるトイレの洋式化については、避難所機能のある体育館や地域の 方々が利用される施設の近くのトイレの洋式化も含めて計画的に整備していくこと。 また、安心でおいしい水を提供できる直結直圧方式による水道施設を、計画的に整備 していくこと。

選挙管理委員会事務局

233. 選挙権年齢の引下げに伴い、教育委員会と連携しながら、新有権者をはじめ、若年層を意識した選挙啓発の充実を図ること。

公明党京都市会議員団

青 野 仁 志 (中京区)

かわしま 優子 (伏見区)

国 本 友 利 (左京区)

久 保 勝 信 (山科区)

曽 我 修 (伏見区)

大 道 義 知 (南 区)

西 山 信 昌 (下京区)

ひおき 文 章 (北 区)

平山 よしかず (西京区)

湯 浅 光 彦 (右京区)

吉 田 孝 雄 (伏見区)

公明党京都市会議員団

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075(222)3732 / FAX 075(212)3608 Eメール komei@lime.ocn.ne.jp